



平成 25 年 5 月 7 日

各 位

会社名：株式会社 エステック  
代表者：代表取締役社長 鈴木 弘  
(コード番号：6161 東証マザーズ)  
問合せ先：常務取締役管理本部長 伊勢嶋 勇  
(TEL 06-6993-8855)

## 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 7 日開催の取締役会において、株式分割の実施および単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 25 年 6 月 18 日開催予定の第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、株式分割の実施および単元株制度の採用については、平成 25 年 6 月 18 日開催予定の第 20 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件とします。

### 記

#### 1. 株式分割および単元株制度の採用目的

単元株式数(売買単位)を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日付)および「売買単位の 100 株と 1,000 株への移行期限の決定について」(平成 24 年 1 月 29 日付)の趣旨に鑑み、当社株式分割の実施および単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割および単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式分割

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 20 日(金)を基準として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が有する当社普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割する。

##### (2) 分割により増加する株式数

①分割前の発行済株式数	14,710 株
②今回の分割により増加する株式数	1,456,290 株
③分割後の発行済株式数	1,471,000 株
④分割後の発行可能株式総数	5,000,000 株

##### (3) 株式分割の日程

基準日公示日	平成 25 年 9 月 5 日(木)
基準日	平成 25 年 9 月 20 日(金)
効力発生日	平成 25 年 9 月 21 日(土)

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割」の効力発生日である平成25年9月21日(土)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成25年9月21日(土)

#### 【ご参考】

平成25年9月18日(水)をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社は、平成25年5月7日開催の取締役会において、平成25年9月21日付で1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規程に基づき、現行定款第5条(発行可能株式総数)の変更および変更案第7条(単元株式数)の新設を行う旨を決議いたしました。これに伴い、平成25年6月18日開催予定の第20回定時株主総会において、変更案第8条(単元未満株式についての権利)および変更案第9条(単元未満株式の買増し)の新設を上程するものであります。

- ①株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更するものであります。
- ②単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設するものであります。
- ③単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株式についての権利)および第9条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。
- ④第7条乃至第9条の新設にともなう条数の変更を行うものであります。
- ⑤現行定款第5条の変更ならびに第7条乃至第9条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>50,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>5,000,000</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は100株とする。
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	<u>(単元未満株式の買増し)</u> 第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。
第7条～第47条 (省略)	第10条～第50条 (現行どおり)
(新設)	附則 第1条 <u>第5条の変更、第7条乃至第9条の新設ならびにこれらにともなう条数の繰り下げの効力発生日は平成25年9月21日とする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u>

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成25年6月18日(火)

定款変更の効力発生日

平成25年9月21日(土)

以 上